

「令和6年度アドバンス・ケア・プランニング(ACP)推進事業」業務委託の企画提案コンペに関する質問の回答について

令和6年5月2日

三重県医療保健部長寿介護課

	質問	回答
1	参加条件として救急の受け入れを行っていることとされているが、救急の受け入れの定義は何か。	救急の受け入れの定義は、高度救命救急センター、三次救急医療機関、二次救急医療機関。その他の救急告示医療機関としています。 三重県第8次医療計画_救急医療を担う医療機関参照 <a href="http://001128847.pdf">001128847.pdf (mie.lg.jp)</a>
2	参加条件とされている①緩和ケアチーム・緩和ケア外来・緩和ケア病棟の機能や地域包括ケア病棟、在宅療養支援病院いづれに対しても、②救急の受け入れが必要となるのか。	病院として、①と②の両方の機能があることが条件です。
3	業務内容における検討会の実施とは具体的にどういったものか。 会議の委員は、院内のスタッフのみでの開催でよいのか。	検討会の実施とは、仕様書4(1)ア、イ、ウに記載のとおり検討会を実施し、(2)研修会の実施、(3)県民向け普及啓発資材の作成について、検討会委員から意見を聞き事業を進めるために実施してもらうことです。 検討会の委員については、病院内外の各関係機関の人材で構成して開催することを想定しています。そのため、院内のスタッフのみで検討会を開催することは認められません。